

令和5年度飲食店等プラスチック代替製品普及啓発事業委託業務 仕様書

1 業務の名称

令和5年度飲食店等プラスチック代替製品普及啓発事業委託業務

2 業務の目的

海洋プラスチックごみ問題等の対策を契機として、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、事業所にはプラスチックごみの排出抑制が義務付けられるなど、プラスチックの資源循環の重要性が一層高まっている一方で、飲食店等におけるテイクアウトの拡大により、プラスチック容器の利用と廃棄が増加している。

そこで、環境意識が高い飲食店等にプラスチック代替製品（紙容器等）を試験的に提供し、継続的な紙容器等利用を促進することにより、県民や事業者等へのプラスチックごみ削減に向けた普及啓発を行う。

3 委託上限額

3,905,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）までとする。

5 業務の内容

（1）プラスチック代替製品（紙容器）提供事業

ア 基本的な内容

- ・環境意識が高い飲食店等へ、ニーズに応じたプラスチック代替製品（紙容器等）を試験的に提供し、飲食店等がテイクアウト時の継続的な紙容器等利用を図ることにより、ワンウェイプラスチック製品の利用削減に繋げる。

イ 実施店舗等

- ・環境意識の高い県内飲食店等（キッチンカーを含む）のうち、より多くの事業者に協力いただけるよう工夫すること（想定：50店舗程度）。
- ・協力を依頼する県内飲食店等は、地域性の偏りが出ないよう県内全域を対象とすること。
- ・過去に実施した同事業への参加事業者は含まず、新規開拓を行うこと。
- ・協力いただける県内飲食店等には、継続的な紙容器等利用を呼び掛けること。
- ・提供するプラスチック代替製品（紙容器）は、出来る限り県内事業者から調達すること。

ウ 事業運営

- ・ 県内飲食店等へ当事業への協力依頼を実施すること。
- ・ 県内飲食店等のニーズを把握し、適切なプラスチック代替製品（紙容器）を手配・送付すること。
- ・ 協力いただいた県内飲食店等に対し、プラスチック代替製品（紙容器）への切替えによる影響や今後の継続使用の可能性等に関するアンケート調査を実施すること。
- ・ その他、事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

(2) プラスチック代替製品普及啓発事業

ア 基本的な内容

- ・ 上記（1）の事業に参加している飲食店等の情報を、県ホームページやテレビ、SNS等を活用して広く普及啓発を行う。

イ 実施内容

- ・ 広く県民へ効果的に周知啓発を行うため、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌（業界紙、生活情報紙を含む）、交通広告、SNS広告等のうち、可能な限り多角的な媒体を活用して周知啓発を行うことし、周知啓発の内容を企画・提案に含めること（2媒体以上は必須）。
- ・ 広告は、消費者の意識を引く効果的なデザインにすること。
- ・ その他、事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

6 事業計画書及び報告書の提出

- ・ 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに県と協議を行い、内容を決定し、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・ 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し県の検査を受けること。
- ・ 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることが出来る。
- ・ 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 留意事項

- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・ 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転する。
- ・ 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行

うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。

- 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む)において解決すること。
- 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とする。
- 各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の経費は委託金額に含むものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。